

同窓会

DATE 2020.08.01

● 氏名・住所に変更があった場合

卒業後に住所、氏名等が変更になった方は変更内容を本学へお知らせください。

● 富山福祉短期大学同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は、富山福祉短期大学同窓会と称する。

第2条 本会は、会員の友愛と信義によって相互の親睦を図るとともに、富山福祉短期大学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦に関わる事業。
2. 学校の発展に寄与する協力援助事業。
3. 会員の生涯学習に関する事業。
4. その他適切な事業。

第4条 本会の事務局は、富山福祉短期大学内に置く。

2. 必要に応じ、地方に支部を置くことができる。

第2章 会員

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 正会員：富山福祉短期大学の卒業生
2. 特別会員：富山福祉短期大学の教職員および教職員であった者

第3章 役員

第6条 本会には、次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 監事 2名
4. 幹事 各卒業期生ごとに6名以内をおく

(1) 会長は、正会員の中から総会において選出する。

(2) 副会長は、正会員の中から会長がこれを委嘱する。

- (3) 監事は、正会員の中から会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。
- (4) 幹事は、正会員、特別会員の中から選出、会長がこれを委嘱する。
- (5) 書記、会計事務については、これを事務局において行い、監事の監査を受けることとする。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1. 会長：本会を代表して会務を統括し、総会、役員会を招集し、副会長、監事、幹事を委嘱する。
- 2. 副会長：会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3. 監事：本会の会計経理を監査する。
- 4. 幹事：事業の企画運営に参画し、本会の庶務および会計事務を管掌する。

第8条 本会の役員の任期は4年とする。ただし、再選を妨げない。

学則・各種規程・規則等

第4章 会議

第9条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会：原則として4年毎に開催し、下記の事項を承認する。ただし、会長が必要と認めたとき、または、役員会の要求があったときは臨時総会を開催することができる。

- (1) 予算および決算
- (2) 各種事業
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改正
- (5) その他会務に関する事項

2. 役員会：必要に応じてこれを開き、次の事項を審議し、総会に提案する。ただし、緊急な事態が生じた場合は、役員会で次の事項を決議し、事後に同窓会報等でこれを報告する。

- (1) 予算および決算
- (2) 各種事業
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改正
- (5) その他会務に関する事項

3. 会議：議決は正会員の出席者の過半数をもって決する。

4. 議長：総会および役員会の議長は会長とする。

第5章 会計

第10条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。

第11条 正会員の会費は、卒業時に終身会費として10,000円を納入するものとする。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

以上

附 則 (1) この会則は平成11年4月1日から施行する。

(2) この会則は平成19年8月6日から施行する。